

下諏訪町地球温暖化防止実行計画

第二次改訂版

平成26年度～平成30年度

平成27年3月

長野県下諏訪町

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 地球温暖化とは.....	1
2 地球温暖化対策の現状.....	1
第2章 計画の基本的事項.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の期間.....	2
3 計画の対象範囲.....	2
4 計画の対象とする温室効果ガス.....	2
第3章 二酸化炭素排出量.....	3
1 平成25年度までの成果.....	3
2 基準年度の排出量.....	3
3 削減目標.....	4
第4章 具体的な取り組み.....	4
1 省資源・省エネルギーの推進.....	4
2 ごみの減量とリサイクルの推進.....	6
3 環境に配慮した製品の購入及び使用.....	7
第5章 計画の推進と点検、評価.....	8
1 推進体制.....	8
2 職員の意識向上.....	8
3 計画の見直し.....	8

第1章 計画策定の趣旨

1 地球温暖化とは

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることで地表面の温度が上昇する現象である。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤デング熱・マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されている。

2 地球温暖化対策の現状

平成9年(1997年)に地球温暖化防止京都会議が開催され、「地球温暖化防止のための京都議定書」が採択された。この中で、先進工業国全体で平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の間に、平成2年(1990年)と比較して温室効果ガスを5%削減(日本は6%削減)する目標が設定された。

国内では、京都議定書の目標を達成するため、平成11年(1999年)4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、同法に基づく温暖化対策の基本方針が閣議決定された。また、平成10年(1998年)に「エネルギー使用の合理化に関する法律(改正省エネルギー法)」、平成12年(2000年)に「循環型社会形成推進基本法」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定され、地球温暖化防止への取り組みが行われている。

平成23年(2011年)南アフリカのダーバンで開催されたCOP17において、ポスト京都議定書のあり方についての合意がついには得られ、米国や中国を含めた新たな法的枠組みを平成32年(2020年)に開始することや、京都議定書を平成25年(2013年)以降も延長することなどが決定された。しかしながら、日本は平成23年(2011年)に発生した東日本大震災の影響もあり、延長後の京都議定書に参加しないことを表明していることから地球温暖化目標達成が不透明となっている。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

現状では、温室効果ガス削減の動きは不透明であるが、第二次下諏訪町地球温暖化防止実行計画では、これまでの取り組みを継承し、行政が率先して地球温暖化防止等の環境保

全の取り組みを推進することで、下諏訪町内に事業所を有する事業者並びに町民の温室効果ガスの排出量抑制に対する意識を高め、もって地球温暖化防止の推進に寄与することを目的として、地球温暖化対策法第20条第3項の規定に基づき策定する。

2 計画の期間

この計画は基準年度を平成25年度(2013年度)とし、対象期間を平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間とする。

3 計画の対象範囲

この計画は、下諏訪町役場庁舎、出先施設を含む全職場において、職員が行う事務及び事業を対象とする。

4 計画の対象とする温室効果ガス

この計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策法で定められた削減対象となる6種類の温室効果ガスのうち平成19年度において排出量割合の99%以上を占める二酸化炭素を対象とする。

法律で定められた温室効果ガスは次のとおり。

温室効果ガス	発生源・用途
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民政、運輸部門等におけるエネルギーの使用に伴うものが全体の9割を占める。 ・石油、石炭、天然ガス等の化石燃料の燃焼 ・セメント製造時の石灰石使用 ・廃棄物の焼却など
メタン (CH ₄)	エネルギーの採掘・使用、工業プロセス、農業部門での排出、廃棄物の焼却に伴う残積から発生する。 ・天然ガスの漏出 ・ボイラー、工業炉等での燃料の燃焼 ・工業プロセス (都市ガス製造時の漏出) ・自動車の走行 ・農業 (稲作、家畜の反芻・糞尿) ・廃棄物 (廃棄物の埋立・焼却、下水処理) など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	エネルギーの使用、工業プロセス、農業部門での排出、病院での麻酔剤の使用、廃棄物の焼却に伴い発生する。 ・ボイラー、工業炉等での燃料の燃焼 ・天然ガスの漏出 ・工業プロセス (アジピン酸、硝酸の製造) ・自動車の走行

	<ul style="list-style-type: none"> ・農業（窒素系肥料の施肥、家畜の糞尿） ・麻酔剤の使用 ・廃棄物（廃棄物の焼却、下水処理）など
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	冷蔵庫・エアコンの冷媒、エアゾール製品の噴射剤に使用される。 <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫、エアコン、カーエアコン等の冷媒 ・スプレー等のエアゾール製品の噴射剤など
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体製造用、電子部品等の不活性液体等として使用される。
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガス、半導体製造用に使用される。

第3章 二酸化炭素排出量

1 平成25年度までの成果

前計画の基準年度である平成19年度の年間二酸化炭素排出量4,318（t-CO₂）に対し、平成25年度の排出量は年間3,974（t-CO₂）で、基準年度比7.9%の削減となった。

これは、職員の努力により電気使用量の削減や燃料消費量の削減が図られたことによる。

2 基準年度の排出量

この計画の数値目標の基準年度となる平成25年度（2013年度）の二酸化炭素排出量は次表のとおり。

排出要因	活動量	排出量（kg-CO ₂ ）	構成比（%）
ガソリンの燃焼	27,387 0	63,537	1.6
軽油の燃焼	11,738 0	30,753	0.8
灯油の燃焼	132,450 0	329,801	8.3
A重油の燃焼	51,120 0	138,535	3.5
都市ガスの燃焼	27,378 m ³	56,946	1.4
LPGの燃焼	8,660 m ³	25,980	0.6
電気の使用	5,997,076 kWh	3,328,377	83.8
合計	—	3,973,930	100.0

3 削減目標

下諏訪町の事務及び事業の遂行に伴う二酸化炭素排出量の削減目標については、目標年度をこの計画の最終年度である平成30年度とし、基準年度である平成25年度の排出量の6%以上を削減することを目標とする。

なお、削減目標値については、平成25年度排出量の92.1%を占める灯油及び電気の削減率に具体的な数値目標を定めて取り組みを進める。

その他の項目についても、現状維持にとどめるのではなく、削減に向けて最大限の努力を図る。

目標が達成できた場合は約102,178ℓ分の灯油消費量の削減に相当する。

項目	平成25年度の排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)	削減目標値 (kg-CO ₂)	削減率 (%)	削減目標値 (活動量)
ガソリンの燃焼	63,537	1.6	63,537		27,350 ℓ
軽油の燃焼	30,753	0.8	30,753		11,700 ℓ
灯油の燃焼	329,801	8.3	308,364	△6.5	123,740 ℓ
A重油の燃焼	138,535	3.5	138,535		51,120 ℓ
都市ガスの燃焼	56,946	1.4	56,946		27,350 m ³
LPGの燃焼	25,980	0.6	25,980		8,660 m ³
電気の使用	3,328,377	83.8	3,095,391	△7.0	5,577,280 kwh
合計	3,973,930	100.0	3,719,506	△6.0	—

第4章 具体的な取り組み

1 省資源・省エネルギーの推進

(1) 電気使用量の削減目標

省エネルギー型のOA機器、家電製品などの導入に努めるとともに、太陽光発電など新エネルギーの導入を検討する。

○具体的な取り組み

- ・冷暖房は、概ね冷房時28℃、暖房時18℃となるよう調整する。
- ・冷暖房中の窓やドアは、こまめな開閉を心がける。
- ・パソコン、コピー機などの事務機器は、使用しないときは電源を切るか節電モードにする。

- ・会議室、湯沸室、トイレ、廊下、階段などは、使用の都度こまめに消灯する。
- ・照明は、業務に支障のない範囲内において、雨天などで自然採光が得難い場合を除き、窓側を中心に3分の1程度を消灯する。
- ・昼休み時間は、来庁者に影響のない範囲で消灯する。
- ・残業時の照明は、必要な範囲のみとする。
- ・退庁時は消灯する。
- ・自動ドアの使用は原則禁止する。
- ・荷物などの搬入、搬出以外はエレベーターの使用を原則禁止する。
- ・公共施設の新改築に当たっては、太陽光発電などの新エネルギーの導入を検討する。

(2) 燃料使用量の削減目標

灯油、A重油などの石油燃料やプロパンなどのガス燃料、ガソリン、軽油などの自動車燃料使用量を削減する。

○具体的な取り組み

- ・冷暖房が適温となるよう適切な運転を心がける。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進し、職員は状況に合わせて各自服装を調整する。
- ・湯沸室などでガスを使用する際は、つけ忘れなどに注意し、こまめに消す。
(公用車の適正使用)
- ・公用自転車の積極的利用に努める。
- ・タイヤの空気圧調整など定期的に車両整備を行う。
- ・アイドリングストップに努める。
- ・空ふかし、急発進、急加速を止め、エコドライブに努める。
- ・公用車から離れるときは、必ずエンジンを停止する。
- ・同方向は乗り合わせるなど効率的な使用を心がけるとともに、公共交通機関の利用も推進する。
- ・公用車の更新においては、低公害車の導入を推進する。

(3) 紙類使用量の削減目標

紙類使用量を基準年度以下に削減する。

(平成25年度 A4再生紙 使用枚数1,450,000枚)

○具体的な取り組み

- ・コピー使用量の削減啓発を推進する。
- ・庁内LANを活用する。
- ・コピー機やプリンター、印刷機の使用に当たっては、用紙サイズ、枚数、印刷範囲などを確認し、ミスコピー、ミスプリントの防止を心がける。
- ・不必要な送信票、送付文書は省略する。
- ・コピーは原則両面コピーとする。

- ・必要以上に資料を作成しない。
- ・再利用やメモ紙として利用出来ないもの（公表不適切と思われる用紙）は裁断してリサイクルする。
- ・両面印刷可能なプリンターの導入を図る。
- ・文書類の電子化に努める。

(4) 水道使用量の削減目標

上水道使用量の削減を推進する。

○具体的な取り組み

- ・水栓はこまめに止める。
- ・トイレの2度流しはしない。
- ・食器類の洗浄や手洗いの際には、水の流しっぱなしをしない。
- ・公用車の洗車は、バケツやホースの手元制御弁を使用し、かけ流しをしない。

2 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量の削減

現在下諏訪町では、町内から収集した一般廃棄物のうち燃やすごみを清掃センターで焼却処理しており、一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出がある。しかしながら、平成17年3月に下諏訪町、岡谷市、諏訪市の湖周2市1町で諏訪湖周クリーンセンター（愛称：eco ポッポ）の指針となる「ごみ処理基本計画」（平成21年修正）が制定され、諏訪湖周クリーンセンターの建設が始まった。この基本計画では、平成15年度を基準年として、国のごみ減量化目標に沿って、2市1町の燃やすごみを減量することが明記されていることから、一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減については、「湖周2市1町のごみ処理基本計画における燃やすごみの削減目標」を準用する。

(2) ごみの減量とリサイクルの推進

燃やすごみの焼却処理に伴い発生する二酸化炭素を削減するために、燃やすごみの発生抑制（リデュース）を推進する。また、活用できるものは、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を徹底し3Rを推進する。

- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルを促進する。分別は「下諏訪町家庭ごみの分け方・出し方」パンフレットに沿って行う。
- ・使い捨て製品の使用は極力控える。
- ・事務用品類は最後まで使い切る。
- ・ミスコピーなどの使用済み用紙は専用トレイを設置し、裏面を再利用する。
- ・シュレッダーにかけた紙類は、透明袋に入れてリサイクルする。

- ・対象施設から排出される生ごみは、堆肥化処理する。

3 環境に配慮した製品の購入及び使用

(1) 再生紙の使用の推進

木材パルプの使用量を削減するため、再生紙の使用を推進する。

○具体的な取り組み

- ・印刷物は写真集など特殊なものを除き、可能な限り再生紙を利用する。また、再生利用を妨げないようフィルム加工製品を避け、表面塗工の少ない用紙を使用する。
- ・コピー用紙類は古紙配合率が高く、適度な白色度の再生紙を使用する。
- ・会議等資料説明の際、再生紙の使用推進のアピールをする。

(2) グリーン購入の推進

物品の購入に当たっては、環境への負荷が少ない製品、リサイクル製品を優先的に購入する。

○具体的な取り組み

- ・事務用品は、「エコマーク」や「グリーンマーク」等の環境ラベルのついた製品及びその他環境に配慮した製品を使用する。
- ・購入に当たっては、必要数を十分把握し、無駄のないようにするとともに、購入物品の包装はできる限り簡易な物を選択する。



エコマーク



グリーンマーク

(3) 環境配慮契約の検討

価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する環境配慮契約の導入について検討する。

第5章 計画の推進と点検、評価

1 推進体制

(1) 推進委員会

この計画を推進するために、各課1人の推進委員から構成し、副町長が委員長となる下諏訪町地球温暖化防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置き、計画の実行管理全般について協議する。

なお、推進委員会の委員は環境基本計画推進委員が兼ねるものとする。

2 職員の意識向上

(1) 職員の自主的取り組みの推進

○具体的な取り組み

- ・通勤は、できる限り徒歩や自転車を利用する。
- ・毎月第2水曜日のノーカーデーを継続し、車での通勤はできる限り避ける。
- ・毎週水曜日のノー残業デーを継続し、節電に努める。
- ・各家庭でも、省資源・省エネルギー、ごみの減量化・リサイクルに努める。
- ・地域清掃活動や環境ボランティア活動に積極的に参加する。
- ・食べ残しを減らそう県民運動による取り組みを推進する。
- ・県下一斉ノーマイカー通勤ウィークや「信州省エネ大作戦」等へ積極的に参加する。

(2) 職員による点検、評価

この計画を実行する中での点検、評価については、職員自らが行き、それぞれの課等の推進委員に提出する。推進委員はそれらを取りまとめて、所属する課の点検、評価を行い、推進委員会で発表する。

進行管理は、住民環境課で取りまとめるものとする。

3 計画の見直し

この計画の適合性、妥当性かつ有効性を確実にするため、必要に応じて見直しを行うものとする。